

鹿児島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成11年条例第28号）新旧対照表

※下線部は改正部分

現 行					改 正 案					備 考	
別表第1 (第3条関係)					別表第1 (第3条関係)					シャイニーヒル田上地区の地区整備計画区域を追加。	
名 称		区 域			名 称		区 域				
略		す			略		す				
					シャイニーヒル田上地区地区整備計画区域		都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画シャイニーヒル田上地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域				
別表第2 (第4条、第5条、第6条、第6条の2関係)					別表第2 (第4条、第5条、第6条、第6条の2関係)						
計画区域	建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度			建築物の高さの最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度			建築物の高さの最高限度
			(ア)	(イ)	(ウ)			(ア)	(イ)	(ウ)	
			区分	数値	適用の除外			区分	数値	適用の除外	
略					す	略				す	

	シャ イニ ーヒ ル田 上地 区地 区整 備計 画区 域	低 層 戸 建 住 宅 地 区	次に掲げる建 築物以外の建築 物 (1) 住宅 (2) 令第130条の 3に定める兼用 住宅 (3) 前2号の建築 物に附属する もの(令第130 条の5で定める ものを除く。)	200平 方メ ートル					シャイニーヒ ル田上地区地 区整備計画区 域における建 築物の用途の 制限等を規定。
		低 層 住 宅 地 区	次に掲げる建 築物以外の建築 物 (1) 住宅、共同住 宅、寄宿舍又は 下宿 (2) 令第130条の 3に定める兼用 住宅 (3) 集会所 (4) 老人ホーム、 保育所、福祉ホ ームその他こ れらに類する もの	165平 方メ ートル					

			<p>(5) 診療所</p> <p>(6) 巡査派出所、 公衆電話所その他これらに類する令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>(7) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5で定めるものを除く。）</p>						
--	--	--	---	--	--	--	--	--	--